

松木晶裕局長	御起立を願います。礼。御着席ください。
渡部泰明部会長	<p>皆様、おはようございます。本日は御多忙のところ本部会に御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それではただいまから、第721回農地部会を開会いたします。本日は部会委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、本部会が成立いたしておりますことを御報告いたします。続きまして、本日の議事録署名人には、難波地区の川端委員さん、小野地区の永田委員さんのお二人をお願いいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号から第12号まで、12件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。</p> <p>なお、本日は、議案第11号、並びに第12号の窪野町丹波地区におけます、基盤整備事業に関する意見及び同意について審議を願うこととなっております。そのため、念のためでありますけれども、事業の所管課であります市の農林土木課の担当職員、また、土地改良連合協議会の職員に御出席いただいておりますので、報告し、御了承いただきたいと存じます。皆さんの後ろの席に座っておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それではまず、議案第1号、農地法第18条第6項解約通知専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>それでは、御報告いたします。1番、本件は残存小作でございます。本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に、5条届出により転用するものでございます。離作補償として、離作補償給付金を渡すとしております。以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい。ありがとうございました。ただいま、議案第1号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>はい。それでは、御報告いたします。平成28年10月26日から11月25日までに専決処理した案件は12件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。これら12件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地8件、3,937㎡、商工業用地2件、515㎡、公的用地2件、1,016㎡となっております。以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい。ありがとうございました。ただいま、議案第2号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>

委員一同	異議なし。
渡部泰明部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号、農地法第5条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>はい。それでは、御報告いたします。平成28年10月26日から11月25日までに専決処理した案件は18件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。これら18件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地13件、10,411㎡、商工業用地4件、2,891㎡、公的用地1件、327㎡となっております。以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい。ありがとうございました。ただいま議案第3号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>
委員一同	異議なし。
渡部泰明部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第4号、農地法第18条第6項解約通知報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>それでは、御報告いたします。1番、本件は農地法第3条許可により、平成12年5月10日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>2番、本件は農地法第3条許可により、平成13年9月7日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>3番、本件は残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>4番、本件は農地法第3条許可により、昭和59年11月7日及び昭和61年12月9日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、別件3条にて贈与するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>5番、本件は残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい。ありがとうございました。ただいま議案第4号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>

委員一同	異議なし。
渡部泰明部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に議案第5号、農地法第3条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>誠に恐れ入りますが、議案説明の前に議案の訂正をお願いいたします。14ページ、10番の譲受人の経営面積を5,029㎡と記載しておりますが、4,927㎡に訂正をお願いいたします。</p> <p>では、お手元に審査基準1号から7号までを整理した調査票がございますので、併せて御覧ください。</p> <p>1番、譲受人は、農地約59aを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く、耕作便利な本申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>2番、譲受人は、農地約74aを耕作する兼業農家でございます。この度、本申請地を借り受け、農業に精進するものでございます。</p> <p>3番、譲受人は、農地約77aを耕作する兼業農家でございます。この度、自作地に近い本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>4番、譲受人は、新規農業者でございます。この度、本申請地の贈与を受け、新たに農業経営を始めようとするものでございます。なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員さんの補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>5番、6番は、譲受人が同一人でありますので、併せてご説明いたします。譲受人は、農地約114aを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く、耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>7番、譲受人は、農地約74aを耕作する兼業農家でございます。この度、本申請地を父親より借り受け、農業に精進するものでございます。なお、申請地の一部に農業用倉庫がありますので、倉庫敷地83.33㎡を除いた面積、2,194㎡で許可となります。</p> <p>8番、譲受人は、農地74aを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く、耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>9番、譲受人は、農地約105aを耕作する農業者でございます。この度、本申請地の贈与を受け、農業に精進するものでございます。</p> <p>10番、譲受人は、農地約49aを耕作する兼業農家でございます。この度、本申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>11番、譲受人は、農地約371aを耕作する農業者でございます。この度、自宅に近く、耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>12番、譲受人は、農地約8aを耕作する兼業農家でございます。この度、自作地に隣接する耕作便利な本申請地の贈与を受け、農業に精進するものでございます。なお、本件は、取得後30a以上となる案件でございますので、後ほど、地元委員さんの補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>13番、譲受人は、農地約56aを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く、耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>14番、譲受人は、農地約84aを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く、耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図る</p>

	<p>ものでございます。以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい。ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。それでは次に、地元委員さんから補足説明をお願いいたします。まず4番は、興居島地区でありますので、小池委員さんからお願いします。</p>
小池真悟委員	<p>それでは御説明いたします。先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は松山市泊町に居住しており、このたび、新たに農業を始めようと本申請に及んだものであります。地元において営農体制等を確認しましたところ、農作業手伝いの経験もあり、譲渡人の指導を受けながら農業に精進することから、地元としては了承いたしました。なお、本部会での御審議をよろしくお願い申し上げます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい。ありがとうございます。 次は14ページですけれども、12番、所在地が河野地区でありますので、中川委員さんからお願いします。</p>
中川均委員	<p>それでは御説明をいたします。先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は河野地区の出身で、現在は和気地区にお住まいでございます。今般、贈与を受け、農業に精進するとして本申請に及んだものでございます。地元において労働力等を確認しましたところ、農作業経験もあり、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元としては了承しました。本部会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい。ありがとうございます。 次に住所地でありますけれども、和気地区でありますので、私から説明させていただきます。それでは御説明いたします。先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は河野地区の出身で、現在和気町一丁目に居住し、農地約8アールを耕作する兼業農家であります。今般、本申請地の贈与を受け、取得後の経営面積を30a以上にして、農業経営規模の拡大を図るものであります。住所地審査において営農体制等を確認いたしましたところ、農業に対する意欲も十分に見受けられましたので、住所地農業委員として了承しましたが、なお、本部会での御審議をよろしくお願いいたします。 それではただいま、議案第5号につきまして、事務局並びに地元委員さんからの説明がありました。本件について、御異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 続きまして、議案第6号、農地法第4条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>はい。それでは御説明いたします。1番、本件申請人は、農地約87aを耕作する農業者でございますが、老朽化した現居宅を売却し、新たに、農</p>

	<p>業経営に最適な本申請地へ農家住宅を建築したいとしております。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件は、地区審査欠席のため、本人保留でございます。</p> <p>3番、本件申請人は、市内北久米町に居住しておりますが、この度、申請地周辺の店舗、事業所等より駐車場として貸してほしいとの要望があり、今回、70台分の貸露天駐車場を開設したいとしております。なお、本申請地の農地区分は、伊予鉄福音寺駅からおおむね500m以内にあることから第2種農地と判断されます。また、本件は、1,000㎡以上の案件でございますので、後ほど、地元委員さんの補足説明を願ったうえで、御審議をお願いいたします。以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>それでは次に、地元委員さんから補足説明をお願いします。3番は久米地区でありますので、安永委員さんからお願いします。</p>
安永公志委員	<p>はい。それでは御説明いたします。先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請人は北久米町にお住いの公務員であります。日中は勤務しており、農地の維持管理が困難であることから、今後の生活設計を考慮し、周辺事業所用の駐車場として賃借しようと、本申請に及んだものであります。付近への被害防止について、十分に考慮するとしていることから、地元としては了承いたしました。なお、本部会での御審議をよろしく願いをいたします。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい。ありがとうございました。ただいま、議案第6号につきまして事務局並びに地元委員さんから説明がありました。本件について、御異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。なお、この案件につきましては、県許可分でありますので、先ほど事務局から説明がございました2番を除き、直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第7号、農地法第5条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>誠に恐れ入りますが、議案の訂正をお願いいたします。6番の譲受人職業欄が空白になっておりますので、そこへ、ペット・ペット用品販売業と記載していただくようお願いいたします。</p> <p>1番、本件受人は夫婦で、現在、借家住まいをしておりますが、何かと手狭なことから、今般、本申請地を妻の父親より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。なお、本申請地の農地区分は、伊予鉄牛湊団地前駅からおおむね300m以内にあることから第3種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件受人は、社会福祉事業を行う法人でございますが、この度、本申請地を取得し、主に精神障がい者を対象とした就労移行支援、生活介</p>

護支援施設を開設したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10ha 未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。また、本件は、1,000 m<sup>2</sup>以上の案件でございますので、後ほど、地元委員さんの補足説明を願った上で、御審議をお願いいたします。

3 番、本件受人は、障がい者支援事業を行う法人でございますが、この度、本申請地を取得し、新たな就労継続支援施設を開設したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10ha 未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。また、本件は、1,000 m<sup>2</sup>以上の案件でございますので、後ほど、地元委員さんの補足説明を願った上で、御審議をお願いいたします。

4 番、本件受人は、不動産業を主な業務とする法人でございますが、この度、本申請地を賃借し、周辺の店舗、事業所が利用する、22 台分の貸露天駐車場を開設したいとしております。なお、本申請地の農地区分は、高速道路の出入口からおおむね 300m 以内にあることから第 3 種農地と判断されます。

5 番、本件受人は、建設業を主な業務とする法人でございますが、この度、福祉施設の増築工事の請負に伴い、現場に近い本申請地を賃借し、作業員用等の露天駐車場として利用したいとしております。なお、本件は、転用期間の終了後、直ちに農地として原状回復される一時転用でございます。また、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。

6 番、本件受人は、松前町の実家に居住し、ペットショップを経営しておりますが、賃借している店舗及び事業敷地を返還し、新たに、本申請地を取得し、ペット及びペット用品販売の店舗併用住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10ha 未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

7 番、本件受人は、現在、借家住まいをしておりますが、何かと手狭なことから、この度、本申請地を祖父より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。

8 番、本件受人は、市内津吉町で自動車修理業を営んでおりますが、駐車場が手狭で事業に支障をきたしていることから、修理工場に隣接する本申請地を取得し、修理自動車等の露天駐車場として利用したいとしております。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。

9 番、10 番は、9 番で申請地を取得し、10 番で申請地を賃借し、併せて事業を実施する案件ですので、一括して説明いたします。本件受人は、養鶏業を主な業務とする法人ですが、この度、事業拡張のため、新たに本申請地へ 2 棟 4 室の鶏舎を建築し、約 80,000 羽を飼養する採卵養鶏場を設置したいとしております。なお、本申請地の農地区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地でございますが、例外許可事由の農業用施設に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。本件は、3,000 m<sup>2</sup>超え及び優良農地の案件として、今月 15 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。また、1,000 m<sup>2</sup>以上の案件でございますので、後ほど、地元委員さんの補足説明を願った上で、御審議をお願いいたします。

11 番、本件受人は父親及び長男で、農地約 74a を耕作する兼業農家でございますが、四世代居住の現居宅が手狭なことから本申請地及び隣接宅地

	<p>を取得し、長男家族が居住する農家住宅を建築したいとしております。なお、本申請地の農地区分は、市役所堀江支所からおおむね 500m 以内にあることから第 2 種農地と判断されます</p> <p>12 番、本件受人は、建設業を主な業務とする法人でございますが、近年、堀江地区周辺の工事受注が多いことから、この度、本申請地を取得し、型枠、コンクリート製品等の露天資材置場として利用したいとしております。なお、本申請地の農地区分は、J R 堀江駅からおおむね 300m 以内にあることから第 3 種農地と判断されます</p> <p>13 番、本件受人は、現在、借家住まいをしておりますが、何かと手狭なことから、今般、本申請地を父親より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。なお、本申請地は市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている甲種農地でございますが、本件は例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。また、本件は、優良農地の案件として、今月 15 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。次に地元委員さんから補足説明をお願いします。2 番と 3 番はいずれも久米地区でありますので、安永委員さんお願いいたします。</p>
安永公志委員	<p>はい。それでは御説明をいたします。まず 2 番を説明いたします。先ほど事務局から説明がありまして、譲受人は松山市畑寺四丁目において社会福祉施設を運営する法人であります。今般、精神障がい者向け事業所が存在しない松山市南部地区に、新たな拠点を開設すべく、協力医療機関等も近く、利便性の高い本申請地を取得しようとするものであります。付近への被害防止について十分配慮することから、地元として了承いたしました。なお、本部会での御審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、3 番の御説明をいたします。先ほど事務局から説明がありまして、譲受人は松山市一番町一丁目において、障がい者支援事業を営む法人であります。今般、譲受人が所有する作業所や、関連企業が経営する飲食店に近く、施設利用者の就労支援に最適な本申請地を取得しようとするものであります。付近への被害防止について十分に配慮することから、地元としては了承いたしました。なお、本部会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>次は 18 ページに参ります。9 番 10 番でありますけれども、併用案件でありまして、久谷地区でありますので、池田委員さんからお願いします。</p>
池田友邦委員	<p>はい。それでは 9 番、10 番は併用でありますので、同時に御説明いたします。先ほど事務局の方から説明がありましたように、譲受人は養鶏業を営む法人であります。現在、宇和島市、西予市にて養鶏場を保有しておりますが、今般、県内有数の消費地である本市に養鶏場を確保したく本申請に及んだものであります。地区審査におきまして、糞尿処理等について、環境面及び衛生面の管理を徹底するとともに、周辺農地の耕作に支障を及ぼさないよう配慮することから、地元といたしましては了承いたしました。なお、本部会での御審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>

渡部泰明部会長	はい。ありがとうございました。ただいま議案第7号につきまして、事務局並びに地元委員さんから説明がありました。本件について、御異議等ございませんか。
委員一同	異議なし。
渡部泰明部会長	はい。ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。なお、この案件につきましては、県許可分でありますので、9番、10番、13番は、農業会議の意見を聴いた後、そのほかは直ちに、意見を付して県知事に送付させていただきます。 続きまして、議案第8号、平成28年度第9号農用地利用集積計画について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
永野吉彦副主幹	それでは、御説明いたします。本日の案件9件のうち、使用貸借権の設定が4件、賃借権の設定が3件、所有権移転の設定が2件となっており、設定総面積は、合計31,561.12㎡でございます。その内訳は、新規が20筆、更新が2筆、所有権移転が12筆となっています。 番号1の譲受人は、約1,440aを耕作する農事組合法人で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。 番号2の譲受人は、約288aを耕作する農地所有適格法人で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。 番号3の譲受人は、約530aを耕作する農業者で、新たに使用貸借権及を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。 番号4、番号5の譲受人は、約129aを耕作する農業者で、新たに使用貸借権及び賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。 番号6の譲受人は、約131aを耕作する農地所有適格法人で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。 番号7の譲受人は、約182aを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。 番号8の譲受人は、約362aを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。 番号9の譲受人は、約145aを耕作する農業者で、普通畑及び水田を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。 以上の計画の内容は、経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。なお、公告日は、平成28年12月15日となっており、公告日の翌日から効力が発生することとなります。以上でございます。
渡部泰明部会長	ありがとうございました。ただいま議案第8号について、事務局から説明がありました。本件について、御異議等ございませんか。
委員一同	異議なし。
渡部泰明部会長	はい。ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第9号農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告につ



	<p>いて議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>それでは、御報告いたします。平成 28 年 10 月 26 日から 11 月 25 日までに専決処理した案件は 18 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。これら 18 件につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい。ありがとうございました。ただいま、議案第 9 号につきまして事務局から説明がありました。本件について、御異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 10 号松山市農業振興地域整備計画の重要変更に対する意見決定について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>それでは、御説明いたします。本件は、申出人より農用地区域からの除外申出があり、それを受けて松山市が農業振興地域整備計画を変更するに当たり、当該法律の規定に基づき、農業委員会の意見を求めてきたものでございます。 1 番、本件申出人は、現在、借家住まいをしておりますが、何かと手狭なことから、今般、本申請地を父親より借り受け、分家住宅を建築したいとしております。なお、本申請地の農地区分は、農用地区域から除外されても、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地でございますが、例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可可能と判断されます。 以上、本件について農用地区域除外することがやむを得ないものであるかどうか、意見の決定をお願いいたします。以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>ありがとうございました。ただいま、議案第 10 号につきまして事務局から説明がありました。本件について御意見、御異議等ございませんか。</p>
白石研策委員	<p>農用地のことでちょっと教えてや。農用地の除外はえんじゃけど、農用地の設定と除外があらいい。担当課が来とるけど。設定と除外と両方あるが、山林の設定をしとって、その山林のはたに農用地がある、農地や農用地があるということよね。そのとおりに、これは農用地やから農用地を除外するということになるんじゃが、設定、山林は設定しとったら、周りが農地やっても除外はせんでええんかいね。どんなんで。</p>
渡部泰明部会長	<p>事務局、答弁しますか。今の件。はい、事務局。</p>
藤久壽基次長	<p>はい。すいません。法律が違い、所管が違いますので、明確な回答をすることはできかねます。</p>

渡部泰明部会長	白石委員、今聞いたの分かりましたか。
白石研策委員	<p>ほじゃからね、設定の時は農業委員会の意見を聴いて、集団的にここらを農用地として設定して、将来農地になるからということで、農振農用地になるから集団的に農用地に入れるんよね。それで、この除外の時は山林も全部入れとくんよ。集団的に。今度は。集団的に入れとったら山林であっても農用地になっとるわけよ。そんだったら、ばらばらばらばら山林が、農用地が残るんよ。除外せなんたら。それはどうするかと言ひよる。ほたら聞いとんよ。うちが一番やと。農業委員会が一番やと。そこらやったらどんなんか。農水できるか。県の意見聴いてみる？</p>
渡部泰明部会長	事務局。
藤久壽基次長	今ここに農林水産課の担当職員おりません。それと、山林は農地法の及ぶところでございませんで、私も何の知識もございませんで。申し訳ありませんが。以上です。
渡部泰明部会長	そしたら事務局、今の白石委員の質問についてはどうされますか。事務局の方で問い合わせをかけて、白石委員に回答しますか。
藤久壽基次長	関係のないこととございませんで、直接農林水産課でお問い合わせいただいたらと考えます。
渡部泰明部会長	白石委員、よろしいですか。
白石研策委員	これはね、元のね、私が平成2年に会長を引き受けた時に、山林で、それから山林でみかん山を畑にしていった。順々に、正式に。分かる？ほんで、税務署の方は反当なんぼでかけよったけど、ちゃんとレシートで税金をかけよった。じゃから正式にみかん山を畑にしてくれと、こうやったのが始まりよ。やから農業委員会でやっとなのよ。こちらが始まりで。それを覚えておかんといかん。
渡部泰明部会長	はい。それでは白石委員、今の事務局の答弁でよろしく申し上げます。ほかにございませんか。
委員一同	なし。
渡部泰明部会長	<p>ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第11号窪野町丹波地区の非農用地設定を伴う市営土地改良事業計画に対する意見決定について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>

藤久壽基次長	<p>それでは、御説明いたします。本件は、次の第 12 号議案、窪野町丹波地区の、ほ場整備に係る換地計画の中で、換地後、住宅建築目的等の非農用地として利用する予定の農地について、後日、農地転用許可申請が提出されることになることから、事業主体である松山市が、事前に意見を求めてきたものです。なお、当地区は、都市計画区域外であり、ほ場整備された農地は、第 1 種農地になりますが、土地改良法に基づき非農用地区域と定められ、土地改良事業計画に定められた用途に供する場合は、例外許可事由に該当し、許可可能となります。</p> <p>1 番は、換地を受ける者の長男が、200 m<sup>2</sup>の土地に分家住宅を建築しようとするものです。</p> <p>2 番は、換地を受ける者が、宅地の一部と 30 m<sup>2</sup>の農地を敷地として農業用倉庫を建築するもので、農地法施行規則第 29 条 1 号の農地法の転用の制限の例外に該当し、許可不要でございます。</p> <p>以上、2 件の非農用地設定について、支障がないかどうか、意見の決定をお願いいたします。以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい。ありがとうございました。ただいま議案第 11 号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御意見御異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい。それではないようですので異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 12 号窪野町丹波地区の換地計画に対する同意について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>それでは、御説明いたします。本件は、松山市が事業主体になり窪野町丹波地区において平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間実施した基盤整備事業において、土地改良法による、第 11 号議案非農用地設定を含めた換地計画を定めたので、県知事の認可を受けるために農業委員会の同意が求められているものでございます。事業が行われた丹波地区は、市内中心部から南東方向へ約 15 k m 離れた山あいのお米栽培が盛んな営農意欲の高い地域であります。排水路や農道の未整備、狭小不整形の水田等農業基盤の整備が遅れており、営農に支障をきたしていたため、ほ場整備の実施により、区画の拡大整形と排水路の整備を行い、農家経営の合理化を図ることを目的に、基盤整備事業がなされたもので、換地計画の総計は、議案記載のとおりでございます。本換地計画についての権利者総数は 121 名で、12 月 5 日に開催された権利者会議におきまして、法律では 3 分の 2 以上の賛成が必要ですが、全員の賛成が得られ、その議事録が添付されております。</p> <p>以上、基盤整備事業換地計画に同意することについて、御協議をお願いいたします。以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい。ありがとうございました。ただいま第 12 号議案につきまして事務局から説明がありました。本件について御意見御異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>

渡部泰明部会長	<p>ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で本日の提出議案 12 件の審議は全て終了いたしました。ここで委員さん方何かございませんか。</p>
白石研策委員	<p>ちょっと言っときましょわい。窪野が二つ出ましたからね。言っときますけど。</p>
渡部泰明部会長	<p>ちょっと、あの、白石委員、今発言されているのは議案に対してですか。</p>
白石研策委員	<p>いやいや。</p>
渡部泰明部会長	<p>議案に対してではないんですね。</p>
白石研策委員	<p>窪野が松山で最終にやった、300、134 m<sup>2</sup>ですか、松山市がやった最終の基盤整備の地域ですが、久谷では窪野と、久谷町は都市計画区域じゃないです。ほやから全員同意もくそもないんです。それと都市計画区域じゃないのは、日浦の方ではないので、失敗をしました。日浦地区でこういうことがありました。都市計画区域じゃないのは、建築確認等が、建築届になっとります。建築確認要りません。届けです。そういうことを割合知らないのでね。ほんで、日浦のあの、玉川へトンネルを抜いたときに、建築確認が要ると思って、建築確認無許可でちっさい料理屋か飲み屋みたいな小屋を二棟建つとんの。あれ建築確認なしで建てとんじゃということがありました。それはあの、都市計画区域外は要らないんです。届けでいいんです。あの、日浦の奥は。森林振興地域になつとる。そこはですね。届けでいいんです。この窪野、久谷と窪野は、久谷地区は都市計画区域外です。ここは届けでいいんです。こういうものを建てましたよと、それを見に行くんです。建築指導課の職員が見に行っ、オーケー言うたらしていいんです。そういうことでいいことになつとるので、確認と届けとだいぶ違いますから、そこらの判断をまた、分かるようにしとってください。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ほかにございませんか。ないようでしたら事務局から連絡事項をお願いします。</p>
永野吉彦副主幹	<p>事務局から 3 点連絡事項があります。</p> <p>まず、1 点目は、第 157 回松山市農業委員会総会を平成 29 年 1 月 30 日月曜日の午後 2 時 30 分から、えひめ共済会館で開催する予定です。近日中に御案内の文書をお送りいたしますので、事務局に出欠の御連絡をいただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>2 点目は、今年一度回収しました緑色の平成 28 年度農業委員活動記録ノートですが、前回返却時から現在に至るまでの活動の詳細を御記入いただき、来年 1 月の農地部会か総会の際に事務局へ御提出ください。なお、平成 29 年度の農業委員活動記録ノートにつきましては、後日届き次第、皆様に送付いたしますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>最後に、お手元にお配りしている黒い手帳は、来年の農業委員会手帳でございますので、日頃の活動に御活用ください。以上でございます。よろ</p>

	<p>しくお願いいたします。</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。 ほかにございませんか。</p>
<p>松木晶裕局長</p>	<p>はい。次回の農地部会でございますが、1月10日火曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい。それでは閉会いたしますけれども、本日は最初にお話ししましたように、農林土木課の職員さん、また、土地改良連合協議会の職員さん、今日はどうもありがとうございました。それでは以上で第721回農地部会を閉会いたします。</p>
<p>松木晶裕局長</p>	<p>御起立願います。礼。</p>
	<p>午前11時20分閉会</p>